

岩手県告示第206号

災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定により、平成23年3月11日の平成23年東北地方太平洋沖地震により災害が発生した盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町、気仙郡住田町、九戸郡軽米町、九戸郡九戸村及び二戸郡一戸町の区域内において平成23年3月11日から救助を行うこととした。

平成23年3月12日

岩手県知事 達 増 拓 也